慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	室町時代公武月次歌会の諸相 : 応仁・文明の乱を軸に
Sub Title	Monthly poetry gatherings between aristocrats and warriors in the Muromachi period : a comprehensive analysis with a focus on the Ōnin and Bunmei Wars
Author	川上, 一(Kawakami, Hajime)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2020
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.118, (2020. 6) ,p.1 (242)- 24 (219)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01180001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

室町時代公武月次歌会の諸相

――応仁・文明の乱を軸に

川上　一

はじめに

応仁・文明の乱（以下単に「応仁の乱」）が、室町期の文化空間に与えた影響は大きい。すでに北山・東山という「ふたつの山」を頂点とした文化評価は否定され[1]、伴って応仁の乱以後（＝東山時代）を現代の日本文化の起源とする「東山文化論」に対しても根本的な見直しがなされている[2]。ただ京洛を焦土と化し、多く社会的損失をもたらしたこの戦乱が、政治・経済史上における画期であることは疑いない。とすれば、それらを土台に形成される文化事象についても、同時期に画期を想定することは道理である。乱後の文化と日本の伝統文化との距離を如何に捉えるのかについては、長期的な検討を要する課題である。現状求められているのは、応仁の乱後の文化事象に対してそうした検討に堪うる客観的評価を与えることであろう。具体的には同時期における文化事象の実態究明であり、また前代との比較を通した画期の検証である。

本稿は以上の見地に立ち、室町時代中期に催行された公武の月次歌会を対象に、応仁の乱前後の実態を通時的に検討、そ

の諸相を明らかにすることを目的とする。

月次歌会とは期日を設けて毎月歌会を開くことをいい、その初発は平安時代末期にまで遡る。[3] 作歌人口の増加した室町時代においては、貴賤を問わずごく一般的に開催された興行形式である。時の為政者たる禁裏や将軍家（室町殿）においてもそれぞれ催行が確認され、特に後花園天皇（一四一九－一四七一）、六代将軍足利義教（一三九四－一四四一）の活躍した永享期以降具体的な様相が知られるようになる。

両者の月次会は八代義政（一四三六－一四九〇）の時代に至り、「禁裏外様月次御会」を介して相互に影響をもつようになる。この関係性は応仁の乱を挟んで、次代の後土御門天皇（一四四二－一五〇〇）、足利義尚（一四六五－一四八九）にまで引き継がれる。そのため、この月次歌会を通時的に検討することで、和歌を通した公武関係の実態、そして応仁の乱が与えた影響を検証することができると考える。本稿ではこれら公武の運営した月次歌会に関し、各時期の成立過程・人員構成を整理・分析することでそれを実現したい。

一、先行研究の整理と課題

室町時代、和歌を通じた公武の交流に関しては、これまで「勅撰集における武家執奏」の事例に言及されることが多く、月次歌会に触れるものは少ないように思う。ここではまず、公武の月次歌会に関する先行研究を整理する。

室町期の歌壇に関し総合的に論じた研究として参照すべきは、やはり井上宗雄氏『中世歌壇史の研究　南北朝期（室町前期・室町後期）〔改訂新版〕』である。本稿が対象とする公武の月次歌会に関しても、『室町前期』において史資料から網羅的な情報蒐集がなされている。[4] また、同書に付載される「室町前期歌書伝本書目稿」では月次歌会の現存歌書の伝本が一覧できる。[5]

他方で同書は室町期歌壇を通史的に概観する性格上、各期において「公家歌壇」「武家歌壇」「地方歌壇」というように、階層・地域毎に項を分かっており、それらを横断した関係性の具体相が把握し難い傾向にある。公武の月次歌会という「テ

ーマ」を取り上げる場合、両歌壇の関係性に焦点をあてた通史を再構築する必要がある。

室町期における禁裏歌会興行については伊藤敬氏による概観がある。[6] 宮内庁書陵部蔵公宴続歌（永享－慶長期の禁裏御会を集成するもの）[7] を中心に、各天皇期の歌会の人員構成、月次歌会の披講形式等を整理・考察するものである。但し公宴続歌という単一の資料を軸とした性格上、記述の範囲に偏りが出ていることは否めない。人員構成の分類も、歌壇の変遷を通時的に捉えた見解としては妥当だが、月次や法楽等、属性の異なる歌会を一括して考察に及んでいる点は、個々の時代を検討する上では作業として課題が残る。

また、小森崇弘氏は後土御門天皇の和歌事績を検討し、「禁裏外様月次御会」を含む応仁の乱以後の禁裏歌会興行につき、将軍家との関係を軸に考察している。[8] 月次歌会を対象に公武関係を論じた研究として、管見に入った唯一のものである。氏は応仁の乱以後の公武歌会の開催実態から、足利将軍家の禁裏文芸に対する影響力の低下を指摘する。しかし、そうした「乱後」の影響関係を検討する上で当然比較対象とされるべき「乱前」の分析が十全になされているとは言いがたい。

個人の事績を対象とした研究では、三角範子氏による義教の和歌会に関する検討がある。[9] 月次歌会についても人員構成や開催意図等の分析がなされている。ただし、氏の論考は義教の和歌事績から彼の政治権力の構造を明らかにすることが主眼であり、当然禁裏や義政・義尚時代の月次会に関する言及はない。

この他、個人の文芸事績を集成したものとして髙橋優美穂氏による足利義教、綿抜豊昭氏による足利義尚の年譜が提出されている。[10] 月次会の事績に関しても網羅されており、両者の動向を概覧するうえで有用である。

以上、専攻研究を概観するに指摘すべきことは、禁裏歌壇と武家歌壇の関連を検討するものが少ないこと、そして応仁の乱前、後花園天皇・足利義政期の和歌事績に関する言及の乏しさであろう。これらを捉えた上で、月次会の様相を天皇・将軍職が入れ替わる三つの時期にわけて概観する（早世している義勝は除く）。なお将軍の呼称は、それぞれ最も通行している「義教・義政・義尚」を用いる。

二、後花園・義教期

(1) 義教の月次歌会

足利義教が室町殿（将軍家の家督。現職の将軍に限らない）を相続したのは、正長元年（一四二八）正月のことである。当時、義教は法体であり、出家時に元服も済ませていなかったため、将軍として政務にかかるにはいくつか段階を経ねばならなかった。すなわち還俗、元服、将軍宣下である。還俗は三月十二日に果たしたものの、元服については髪が伸びきらず着冠かなわないとのことで、翌永享元年（一四二九）三月まで持ち越された。九日に元服、十五日に征夷大将軍宣下を受けている。

義教が月次歌会を開始したのはこの間、正長元年四月二十九日のことである。会の概要は既に整理されているが、[11] その初発が彼の還俗直後であることは重要である。相続後の幕府行事としては判始・評定始等の要事に次いでおり、その優先の程が知られるのである。

開始当時の参加者を確認したい。義教月次会の催行を記す記録は満済准后日記を中心に複数残るものの、参仕者については記者により「人数如去月」とか「某以下数輩」等記され、その全容が把握し難い側面がある。初度・四月二十九日の会に関しても以下のような次第である。

【資料1】

今日御歌初、出題飛鳥井中納言入道宋雅、御短冊廿首云々、公家輩宋雅入道父子三人（飛鳥井雅縁・雅世・雅永）計也、自余悉武家輩計云々

（満済准后日記正長元年四月二十九日条）

幸い義教の月次会については、永享四年二月十一日時の懐紙写本が現存している。[12] 開始時とは三年の開きがあるが、試みに【資料1】と照合しながら参仕者を絞ってみる。永享四年二月の参仕者は以下の十七名である（番号を附した）。

【資料2】永享四年二月十一日幕府月次歌会出詠者

①足利義教　②三条西公保　③飛鳥井雅世　④細川持之　⑤正親町三条実雅　⑥畠山義忠　⑦上冷泉為之
⑧斯波持有　⑨飛鳥井雅親　⑩一色持信　⑪細川満経　⑫細川持春　⑬赤松義雅　⑭満済（三宝院）
⑮義運（実相院）　⑯常熙※山名時熙　⑰尭孝（常光院）

【資料1】には、公家が飛鳥井宋雅父子三人のみであったこと（但し、宋雅は正長元年十月に死去）、その他は皆武家であったことが明示されている。この記述に該当する参仕者が傍線に示したものである。世代交代等による出入りはあろうが、[13]義教月次会原初の構成人員の大枠は捉えられる。

参仕者は、歌道家の飛鳥井家のほか、管領（④⑧）や御相伴衆（⑥⑩⑫⑬⑯）等、当時幕政の中枢にあった有力守護家の出身者である。還俗直後、未だ将軍としての人的資源を有していなかった義教が、彼らとの関係構築を急いだことは想像に難くない。月次歌会は彼ら守護勢力との交流・統制を意識して開始されたものと思しい。

この後、護持僧（⑭⑮）、昵近の公家（②⑤）等人員が増えるが、守護大名を中心とした体制は最後まで維持されている。資料上の終見は永享七年正月十三日である（満済准后日記）。記録の減少に関しては月次歌会開催の気運低下が指摘されているが、[14]それは義教と守護勢力との関係性がある程度構築され、月次会開催の本来的意義が薄れたためであろう。とはいえ恒例化した月次会が記録されなくなるのは普通のことであり、俄に断絶したとは考え難い。

将軍家の月次歌会の例は、義満の康暦年間にみえるが、[15]彼の和歌へ熱意は低く、[16]継続された形跡はない。義教の経営は彼自身の和歌好尚が通底している分、長期的な継続をみている。将軍家月次歌会の実質的な創始といってよい。

こうした将軍の恒常的な歌会開催が、武家層の意識に変化をもたらしたことは疑いない。義教の月次歌会経営をもって、和歌は室町殿に仕えるための教養として位置づけられるにいたったのである。それは後年、ある武家の家訓に「歌道の事、器用なくとも如形も知へき也」[17]と記されるが如くである。

(2)後花園天皇の月次歌会①

義教が家督を継いだ直後の正長元年（一四二八）七月、称光天皇が崩御した。天皇、そして父の後小松院には継嗣がおらず、伏見宮貞成親王の子・彦仁王（十歳）を院の猶子として践祚させた。後花園天皇である。

彦仁王の皇位継承に主導権を発揮したのは義教であった。恐怖政治で知られる義教だが、彼は天皇（そして貞成親王）に対しては常に好意的に接し、政務を補佐している。義教が嘉吉の乱（一四四一）に斃れるまで、後花園天皇はその後見下にあったといってよいだろう。

後花園天皇は代々の天皇同様和歌を愛好したが、これについても義教の熱烈な後援を受けた。永享十年（一四三八）、天皇二十歳の年に開始された禁裏月次歌会は、義教の提案によるものである。

【資料3】

親豊(法性寺)参、（中略）、禁裏毎月御歌御会事被申、今月十日室町殿可有申沙汰云々、面々順頭役月次ニ被定云々、

（看聞日記永享十年四月四日条）

禁裏月次御歌室町殿申御沙汰、参内先一献之間、出題探之、次御鞠会、次披講、一献数献云々、夜事了室町殿退出、一献万疋被進、順頭役也、春中之分今月たゝみ入て可有御沙汰云々、御人数、

室町殿、按察大納言(三条西公保)、三条大納言(実量)、飛鳥井中納言(雅世)、中御門中納言(宗継)(正親町三条実雅)、別当、中山宰相中将(定親)、四条宰相(隆夏)、日野宰相(資親)、雅永朝臣(飛鳥井)、賓親朝臣、持康朝臣(永浩)、永豊朝臣(冷泉)、実勝朝臣(滋野井)、資任(烏丸)、資益(白川)、教季(今出川)、俊秀(坊城)

（中略）御乳人御短冊持参、忩拝見、明旦早々可返進之由被仰下、三十首也

（同四月十日条）

四月十日、義教の計らいで禁裏月次歌会が開始された。月次会の行程は、探題歌会の後、蹴鞠、披講、酒宴というものである。酒宴の頭役（出資者）は輪番で受け持つことが定められ、初日は義教が勤めている。正月より三月の分は四月中に取り纏めて開催するようとのことであった。この年二月、後花園天皇は代始の晴御会を挙行しており、おそらくはそれに合わせた処置だろう。四・五月中、月次会は計五回催行されている。[18]

禁裏の月次会でありながら、一切を取り仕切っているのは義教である。なかば禁裏歌壇を占有しているようにもとれるが、そうではない。初回以降、義教は月次会に参仕しておらず、詠を送ることさえしていない。[19] 義教が意図したのはあくまで禁裏月次会の整備であり、後の運営は後花園天皇の自主性に任せているのである。頭役として初回の宴席に一万疋もの大金を出資したのも、この会の権威を周知させる意味合いがあったのであろう。この点は義教の「後見」のあり方を考える上で重要である。

もっともこの月次会が継続をみた形跡はない。七・八月に開催された痕跡は記録にみえるが、その後、同年に発生した永享の乱によって中断されたらしい。[20] そして翌一月には、新たな体制で月次会が行われている。

永享十一年の禁裏月次会は、公宴続歌（第一冊）と史料編纂所蔵禁裏御会和歌集（請求記号：〇〇三一－二）の二書に収められている（十二年正月分を含む）。ほぼ同内容だが、後者は貞成・貞常両親王筆であり資料的価値が高い。両本とも月次会以外の当座歌会が混在しているため、編纂所本をもとに内容をしめす（表1・次頁）。「月次」の欄に丸印のあるものが月次歌会と認められるものである。

このうち人員が固定する二月分の出詠者をあげる。

【資料4】永享十一年二月二十一日禁裏月次歌会出詠者

①後花園天皇　②若千世丸※貞常親王　③庭田重有　④冷泉永基　⑤甘露寺親長　⑥四条隆富　⑦四辻季春　⑧道欽※貞成親王

これらと【資料3】を比較するに、一見して人員の入れ替わり、そして減少が顕著である（十八名→八名）。表中、この人員について「内々」の会である旨記すものがあるが、これについては後述する。なお、伏見宮家の二人（②⑧）は参会していたとは考えがたい。歌道家出身者も見えない点、披講はなく、詠を進めるのみの会であったと思しい。[21] 全体として規模が縮小されている事が諒解される。

規模縮小の要因は、月次歌会の負担軽減のためだろう。【資料3】のように、十年の月次会は歌会の他、鞠会、酒宴を伴う大規模なものであった。酒宴に際しての頭役の出資額は、義教の一万疋は例外だが、以降も二千疋に定められている。[22] 分

担出資であったにせよ、毎月となればかなりの負担である。継続は現実的でない。

対して、十一年以降の月次会は参会・披講がない。人員も少なく作歌修練として長期的な継続を期するのであれば、むしろ現実的な規模といえる。事実、禁裏月次歌会はこの体制下で嘉吉・文安期まで続いている。

三、後花園・義政期

(1)後花園天皇の月次歌会② ―内々・外様御会の出現

嘉吉の乱（一四四一）にて足利義教が没すると、嫡子義勝（一四三四－一四四三）が跡を継いだ。中央歌壇の核はしばし禁裏に一本化され、義教の突鼻にあった公家、特に冷泉家の復権もあり、作歌活動は公武に活況を呈している。

禁裏の月次歌会についても継続が確認できる。神宮文庫蔵嘉吉文安御会倭謌（請求記号：三・六三四）[23]には、嘉吉三年（一四四三）および、文安元年（一四四四）の月次会十一箇度が収められている。三年次（三－八月）の人員・規模は永享年間のもの（表1）と変わらない。この後、禁闕の変（九月二十三日）によって一年間の中断があり、翌文安元年八月より再興されている（童形等が参加、五十首歌会となる）。この時期はおおよそ、永享期の流れを引いているといってよい。

表1 史料編纂所蔵　禁裏御会和歌集　内容

No.	月次	式日	御会（歌数）	巻頭題	備考
1	○	永享11年1月20日	禁裏内々御哥（30首）	初春霞	
2	○	永享11年閏1月18日	禁裏内々御哥（30首）	霞知春	
3	○	永享11年2月21日	禁裏御哥（30首）	山早春	
4		永享11年3月12日	當座（50首）	霞知春	
5		永享11年3月17日	當座（50首）	連峯霞	
6	○	永享11年3月22日	禁裏内々御哥（30首）	待花	
7		永享11年4月13日	當座（50首）	都早春	
8	○	永享11年4月23日	内々御哥（30首）	更衣惜春	
9		永享11年3月　日	―（10首）	湖上朝霞	
10	○	永享11年5月19日	内裏御哥（30首）	夏朝	
11	○	永享11年7月4日	内裏御哥（30首）	夏草露滋	6月分
12	○	永享11年7月29日	禁裏月次（30首）	新秋	
13	○	永享11年8月15日	―（30首）	八月十五夜	
14	○	永享11年9月尽	内裏月次（30首）	初秋風	
15	○	永享11年11月10日	―（30首）	初冬	10月分
16	○	永享11年11月28日	―（30首）	冬清瀧川	
17	○	永享11年12月26日	―（30首）	冬暁月	
18	○	永享12年1月28日	禁裏御哥初（30首）	初春	

しかし、文安三年になると構成が一変する。宮内庁書陵部蔵一字題百首（請求記号：五〇一・三六一）は、この年十二月十八日の月次歌会を収めるが、出詠者二十名の百首歌会であり、規模が様変わりしている。四年は資料が残らないものの、[24]五年二・三月十八日に同様の規模人員で開催されていることが確認される（公宴続歌（第二冊））。

この時期の禁裏月次会の動向については、甘露寺親長による後年の回想がある。有名な記事だが、いま改めて引用したい（原割注）。

【資料5】

舊院（後花園院）御代内外之人相交、初百題御月次、後室町殿（足利義政）被加御人数給時被分内外、各五十首御月次也、十八日、廿五日也

（親長卿記文明十三年正月七日条）

後花園天皇の時代、内々・外様が入り混じって当初は百題の月次歌会を開いていた。後に足利義政を参加させた際、内々・外様を分けて各々五十首の月次歌会を行った、ということになる。

後花園天皇期に百首の月次歌会を行っているのは前に示した文安三－五年の間のみであるため、「内外之人相交」とあるのはこの時期と定められる。では、義政の参加はいつか。それは五年六月十八日であり、[25]この会を収める公宴続歌（第二冊）にはまさしく「五十首　外様御哥始」と明記されている。内々の会については、大東急記念文庫蔵宝徳和歌集[26]に宝徳元年（一四四九）十一月十五日以降の会が収められている。日時は定まっておらず、後年二十五日周辺に開催されているのが実際である。

文安年間に月次会再編が行われた理由は後述するとして、ここでは内々・外様の別につき検討したい。内々という語は永享期にも確認されていたが、いま外様月次会が現れたことでその差異が顕然とするためである。

禁裏月次会の内々・外様については、これまで平山敏治郎氏の論考が参考にされている。[27]後花園天皇期の内々・外様について氏が紹介するのは以下の説である。

【資料6】

後花園院ハ武家ノ計ヒニテ、不図即位マシマス故、公家思ヒ付ヌユヘ、伏見閑居ノ御時ヨリ心ヲ寄タリシ公家ヲ内々トシ、ウト〳〵シキ仁ハ皆外様ヘ出サルヨリ、内々外様ト分レタリ　（嘉良喜随筆）[28]

後花園天皇は、後光厳流の後小松天皇の猶子として即位したが、実父は崇光流の伏見宮貞成親王であった。実家の伏見宮時代に祇候していた公家衆を内々とし、疎遠なものを外様としたのだという。外様を少し排他的に捉え過ぎている点を除けば、概ね蓋然性の高い記述である。

これを禁裏月次会の人員と対照させてみよう。表2として、文安・宝徳期月次会の人員構成を掲出した（詠歌順）。内々・外様が混在していた時期の参加者がA、両者が別れた後がB・C（外様・内々）である。AからB・Cへの再編に際し、人員の補充が行われている。皇族を除いてB・C間に人員の重複はなく、内々・外様の区分が明確であることが確認できる。

【資料6】によるならば、このうちC（内々）の参加者が、「伏見閑居ノ御時ヨリ心ヲ寄タリシ公家」ということになる。これを検証するに手がかりとなるのは、貞成親王が後花園天皇にあてた教誡書椿葉記の記述である。

貞成親王は「崇光院以来この御所（伏見御所）奉祇の人々」[29]として、特に重用すべき家柄をあげる。長文であるので、家名のみをあげると、「綾小路、庭田、四条、世尊寺、五辻、慈光寺、冷泉」の七家である。これらの家柄の人々は、はたしてCに配されている（太字）。前項【資料4】の構成人員も、半数がこの七家の出身者であった（【資料4】③④⑥）。

残りの参仕者は、年齢からして後花園天皇即位以後の（後小松院の息のかかっていない）近臣達である。このうち【資料4】の会にも出仕している季春・親長（⑯⑲、【資料4】⑦⑤）は「当時昵近御前六人」の内であり、禁闕の変の際、太刀を取って天皇を守護した逸話でも知られる。[30]

一方で親長は、看聞日記に「外様」である旨明記されている。[31]記者の貞成親王、伏見宮家にとっての外様という意味だが、これは要するに、後花園天皇政権下で天皇独自の「内々」の区分が再編されていることを示している。すなわち、この時期における内々とは、「伏見宮家以来の近臣」と「後花園天皇即位以後の近臣」の複合体と定義づけられる。外様とはそ

表２　文安・宝徳期の禁裏月次会の人員構成

	A	B	C
年	文安5年（1448）	文安5年	宝徳元年（1449）
月日	3月18日	6月18日	11月15日
区分	内外之人々相交	外様	内々
形式	100首短冊	50首短冊	50首短冊
人数	23名	21名	18名
出典	公宴続歌	公宴続歌	宝徳和歌集
人員	①道欽※貞成親王	②後花園天皇	③貞常親王（24）
	②後花園天皇	足利義政	②後花園天皇（31）
	③貞常親王	③貞常親王	①道欽※貞成親王（78）
	④三条西公保	承道（御室）	⑨正親町持季（34）
	⑤三条実量	満意（聖護院）	**㉒庭田政賢（39）**
	⑥松木宗継	一条兼良	万里小路冬房（27）
	⑦正親町三条実雅	義運（実相院）	⑱山科顕言（22）
	⑧祐雅※飛鳥井雅世	二条持通	⑲甘露寺親長（26）
	⑨正親町持季	一条教房	⑯四辻季春（26）
	⑩烏丸資任	義賢（三宝院）	⑰小倉実右（32）
	⑪飛鳥井雅永	⑦正親町三条実雅	菊寿丸（不明）
	⑫冷泉永基	正親町三条公綱※1	**庭田雅行（16）**
	⑬下冷泉持為	⑧祐雅※飛鳥井雅世	滋野井教国（15）
	⑭飛鳥井雅親	⑥松木宗継	土御門有通（18）
	⑮上冷泉為富	⑪飛鳥井雅永	㉑正親町公澄（20）
	⑯四辻季春	④三条西公保	広橋綱光（27）
	⑰小倉実右	⑤三条実量	**慈光寺定仲（不明）**
	⑱山科顕言	⑬下冷泉持為	**㉓五辻政仲（25）**
	⑲甘露寺親長	⑩烏丸資任	＊（　）は年齢
	⑳尭孝（常光院）	⑮上冷泉為富	
	㉑正親町公澄	⑳尭孝（常光院）	
	㉒庭田政賢	※1　文安3年12月の会に参仕	
	㉓五辻政仲		

＊B・Cの数字はAに対応。
＊網掛けは新衆。

し出たとは考え難い。これは後花園天皇が主体となって義政を参加させたと考えるのが妥当だろう。嘉吉の乱以後、それまで将軍に後見されていた天皇は、かえって将軍の後見者となっていた。[32]

天皇は義政の将軍就任に際し、禁裏月次歌会への参加を室町殿の恒例行事に組み込もうとしたようである。将軍の禁裏月次参加は（義教の初度参加は例外として）先例にない新しい試みであった。

但しこうした動きは義勝の時期には全く見えない。義勝は嘉吉二年十一月に元服・将軍宣下を果たしているが、前述のとれに該当しない者（家）となる。

さてこうした禁裏月次歌会の内々・外様による再編は、足利義政の参加が端緒にある。次にこの要因を考えたい。

嘉吉三年七月、兄義勝の夭折を受けて家督を継いだ義政は、文安五年に十四歳、翌年に将軍宣下・判始（執政開始の儀）を控えていた。月次歌会参加はそれに合わせたと思しい。但し、若年の義政がそれを申

おり、この時期禁裏の月次歌会は永享期のそれを引き継いでいる。

義勝と義政。後花園天皇の行動に変化を与えたのは、嘉吉三年九月二十三日に起こった禁闕の変だろう。これは義勝の死後、将軍不在の虚をついた、後南朝勢力による内裏襲撃事件である。[33] 政局に大きな影響は与えなかったものの、神璽が奪われ、土御門内裏は焼亡、朝廷が受けたダメージは計り知れない。天皇はこれを期に将軍権力の重要性を再認識し、向後の融和を期して積極的な協調策に出たのではないか。歌壇におけるそれが、義政の月次会招請である。

その一方で独自勢力の保持も忘れていない。月次会を二つに割き、外様は摂関・門跡等を配して権威向上を図る傍ら、内々として昵近の衆を残している。月次歌会を介して側近統制を行っているのである。

結局、この内々・外様の月次会体制は応仁の乱の直前まで続いた。[34] 生来文雅の素養を有していた義政は、外様月次会を将軍（室町殿）の恒例行事として受け入れたらしい。後年、後花園天皇没後に外様月次会再興の議があがったが、提案者は他ならぬ義政であった。

⑵足利義政の月次歌会

文安五年（一四四八）六月二十七日、義政の禁裏月次歌会参加と同じ月に、幕府においても月次歌会が開始された。史料上の明徴はないが、時の和歌宗匠飛鳥井雅世（法名祐雅）の家集に次の詠と端書がみえている。

【資料7】

述懐　（武家月次　文安五年／六月廿七日）

末遠きみちふみそむる君に逢てわか老らくの程そしらるゝ（桂宮本雅世卿集〔雅世Ⅱ〕・五二五）

君（義政）の歌道修練の開始と自身の老いを対照させた述懐歌である。この幕府月次会もまた、翌宝徳元年（一四四九）の執政開始に向けて開始されたと思しく、禁裏外様月次会とともに義政の作歌活動の軸となるのである。

当時の参加者を一覧したい。全貌を知れるのは公宴続歌（第五冊）所収、宝徳三年正月以降の会である。[35]

【資料8】宝徳三年正月二十八日幕府月次歌会出詠者　※形式は五十首短冊

①後花園天皇　②貞常親王　③足利義政　④一条兼良　⑤義運（実相院）　⑥三条西公保　⑦祐雅※飛鳥井雅世
⑧正親町三条実雅　⑨増運（実相院）　⑩浄空※飛鳥井雅永　⑪烏丸資任　⑫正親町三条公綱　⑬高倉永豊
⑭下冷泉持為　⑮飛鳥井雅親　⑯日野勝光　⑰上冷泉為富　⑱滋野井教国　⑲細川勝元　⑳賢良※畠山義忠
㉑一色教親　㉒細川成之　㉓道賢※細川持賢　㉔常忻※細川持春　㉕細川成賢　㉖山名勝豊　㉗細川勝之
㉘尭孝（常光院）　㉙有馬元家　㉚真蓮※伊勢貞国　㉛伊勢貞親　㉜伊勢貞藤

総勢三十二名。公武僧の主要な歌人が結集している。また武家政権における要人の殆どが名を連ねており、まさに網羅的といった布陣である。

注目すべきは、御製・親王御詠（①②）の存在であろう。両者の参会はなく下賜と思しいが、こうした事例は義教期にはみられない。おそらくこの月次歌会もまた、後花園天皇後見のもと朝廷主導で運営されたのだろう。若年の将軍月次会に御製・親王御詠を下賜することで、会自体の権威の上昇を図っているのである。宝徳三年以後の全貌は知れないが、御製の下賜自体は享徳元年（一四五二）七月の会まで確認できる（後花園院御集・一五二三以下）。

だが、こうした体制は、義政が長ずるに及んで再編がなされる。長禄二年（一四五八）、義政二十四歳の月次会参加者は以下の通りである。[36]

【資料9】長禄二年正月二十二日幕府月次歌会出詠者　※三首懐紙

①足利義政　②烏丸資任　③正親町三条公綱　④日野勝光　⑤飛鳥井雅親　⑥上冷泉為富　⑦滋野井教国
⑧飛鳥井雅康　⑨烏丸益光　⑩細川成之　⑪一色義直　⑫畠山義統　⑬大舘教氏　⑭伊勢貞親　⑮増運（実相院）
⑯道賢※細川持賢　⑰尭憲（常光院）

もはや御製はなく、歌壇においてその後見を脱したといえる。構成は昵近の公家衆、御相伴衆（⑩⑪⑫）、御供衆（⑬⑭⑯）等の近臣のみで、比率は異なるが、義教期の月次会（【資料2】）が意識されているのは明白である。義政はこの年任内

大臣（七月二十五日）。政治上では「近日の御成敗、普広院（足利義教）の御代の如くたるべし」[37]、と義教時代への回帰を宣言した年であった。月次会もその意識の中で規模が改められたのだろう。写本が現存しているのも偶然ではない。

月次会の全体を残した資料はこれ以後見えない。但し尊経閣文庫蔵東山殿御詠（請求記号：P三七三）には、長禄から文正年間の義政の歌会詠が、師範の飛鳥井雅親（雅世の子）の詠とともに収められており、その継続が確認される。この幕府月次会もまた将軍の年中行事として定着していたことが諒解されるのである。

四、後土御門・義尚期

(1)応仁の乱と公武月次歌会

前節で確認したように、後花園・義政期、公武では三つの月次歌会が並行して行われていた。すなわち(a)禁裏内々（二十五日）、(b)禁裏外様（十八日）、(c)幕府の月次会である。これらは他の多くの年中行事と同様、応仁の乱の際に途絶したと思しい。ただ未だ具体的状況は知れないので、ここで改めて資料上の終見を確認したい。

まず(a)に関しては資料が少なく、寛正四年（一四六四）以降その開催を追えない（公宴続歌（第六冊））。或いは翌五年の譲位に伴って後土御門天皇の月次会（十八日、後述）に移行したとも考えられるが不明である。

(b)は参会者の家集に多く記録が残る。天皇の譲位後は仙洞月次会として継続している。[38]最も遅いものは文正元年（一四六六）七月の会（後花園院御集）。(c)は先述の東山殿御詠に文正元年七月二十六日と見えるのが終見である。

なお、文正元年には(d)後土御門天皇の月次歌会も開かれていたらしい（紅塵灰集・六四七以下）。家集の記述の他詳細は知れないが、これも文正元年八月十八日以降記載が途絶えている。

各会典拠を異にしながらも、文正元年七・八月頃に記録が止まっている。おそらくこの周辺で停止したのだろう。しかし、応仁の乱の初戦、上御霊社の戦いは翌応仁元年（一四六七）正月のことである。停止の時期としては若干早い。

要するに、これは文正元年九月六日におこった政変（文正の政変）に伴う中断と思われる。文正の政変は政所執事伊勢貞

親の足利義視（義政弟）讒言に始まる一連の政治事件であり、結果的に貞親・季瓊真蘂（蔭涼軒主）らが出奔、義政従来の政治体制を瓦解させた。公武の日常空間に影響を与えるには十分な事件であった。月次会はこの政情不安の煽りをうけて停止したのだろう。

そして翌年、応仁の乱が火蓋を切る。周知の如く十年間に及んだ大乱であり、この間文明二年（一四七一）には後花園上皇崩御、五年には義政が将軍職を義尚に譲っており世代交代が完了してしまった。文正の政変で中断された公武の月次歌会は、応仁の乱によって断絶に追い込まれたのである。

なお乱中にも唯一、文明五年の後土御門天皇の月次歌会が確認される（紅塵灰集・四七三以下）。開催は廿八日だが、親長卿記によれば正式な式日は十八日だったらしく、会の区分は「内々」とある。[39]

式日からみて、(d)の会を意識したものと思われ、内々の区分は同じく後花園天皇の(a)の会に通じる。但しこの会についてはこれ以上のことはわからない。後の記録にも見えず、まもなく途絶したのだろう。[40] 結局、月次歌会の本格的復興は文明九年の乱の終結を待たねばならない。

(2)禁裏外様月次歌会の再興と終焉

文明十二年（一四八〇）十二月二十三日、足利義政は参内のついでに、来年以降の禁裏外様月次歌会再興を申し入れた（親長卿記）。乱終結後、公武の年長者となっていた義政は、かつて後花園天皇が自分を引き入れる形で興した外様月次会を、今度は自らの呼び掛けで復興せんとしたのである。月次会を介して公武協調を図った禁裏の意志を、武家側が引き継いだ形になる。これを日記に記した甘露寺親長も、往事を思い起こしていた。【資料5】に引用した回想はこの折のものである。

また義政にとって外様月次歌会は、単なる公武協調以上の価値があった。この会は義政の執政開始時、幕府月次歌会とともに始まり、以降日常の作歌環境として機能していたものである。いわば将軍にとっての恒例行事でもあった。そしてこの

再興は、既に将軍を退いた自分ではなく、現職の息子・義尚のためであったと思しい。

足利義尚は、既に文明十一年正月二十五日より幕府月次歌会を開始している（文明十一年記）[41]。義政後見下、同年十一月の判始を見据えた催行である[42]。禁裏の外様月次会への参加が同じ月でないのは、外様月次会が断絶していたのはもとより、荒廃した土御門内裏の再建が未だなっていなかったためだろう（十一年十二月七日還幸）。

では何故、十三年の時点での再興なのか。義政の思惑の一端は次の史料にみえる。

【資料１０】

今日室町殿（足利義政）御参内云々、〈自今年（文明十三年）、大納言殿（足利義尚）一向世務可有御存知、仍或御参内等之儀、於准后（足利義政）者可略、大納言殿可有参之由治定、仍当年未能御参内、餘無其期之條不可然之間、今日枉而准后御参云々〉

（実隆公記文明十三年三月二十一日条）

文明十三年三月二十一日、義政は参内した。今年から義尚が政務一切を取りしきるので、自分は参内を略す筈であったが、義尚は未だ参内できていない。あまりに日が空くのもよくないので、今日異例ながら参じた、ということになる。義政の構想では、十三年段階で義尚に政権を委譲している筈であった。外様月次会再興は、義尚の執政開始に併せた措置だったといえる。結局、政務の委譲はなされぬまま単に月次会のみが進行していく。そもそも義政の政務委譲自体かなり不徹底であったらしく、それで義尚は反発したらしい。義政はこの年十月に長谷岩倉に隠棲、翌十四年七月十三日、今度は公に政務委譲を宣言した[43]。

さて、外様月次会は十三年正月より再興をみた。参加者を表３に示し（E）、参考として乱前、全貌の知れる最後の歌会人員をあげた（D）。御台・日野富子の参加等、時勢に鑑みながらも、乱前の構成をよく引き継いでいる。新衆（網掛け）の女房歌人は富子への配慮であり、勧修寺教秀・甘露寺親長・姉小路基綱の加入は義政の意向である[44]。短冊詠進のみの会であったが、広く閲覧に供されたらしい。公宴続歌（第七冊）をはじめ写本が複数存在している。

ただ、そうした写本や家集を参照するに、外様月次会の記録は文明十四年三月以降見えず、早々に途絶したようである。小森崇弘氏はこれについて「足利家の禁裏文芸への影響力」の低下を要因にあげている。[45] しかし、そうであれば、途絶は主導者の義政が長谷岩倉へ隠棲した十三年十月周辺に起きていてもおかしくはない。外様月次会はその後半年近く継続しており、中断にはより直接的な原因があるとみてよい。

これを考える上で重要な資料が実は現存している。早稲田大学中央図書館蔵の飛鳥井雅親書状案幷来簡写（請求記号：ヌ〇六－〇九〇九九）に含まれる一通で、文明十四年三月中旬、後土御門天皇が和歌宗匠飛鳥井雅親（栄雅）に宛てた女房奉書の案文である。以下に掲げる（字句を改めた）。

表３　禁裏外様月次会参加者（乱前・乱後）

	D	E
年	寛正3年（1463）	文明13年（1481）
月日	7月18日	1月18年
区分	外様	外様
形式	50首短冊	50首短冊
人数	22名	27名
出典	公宴続歌他	公宴続歌他
人員	①一条兼良	❸後土御門天皇
	②足利義政	❺勝仁親王※後柏原天皇
	③後花園天皇	②足利義政
	④二条持通	❻邦高親王
	⑤成仁親王※後土御門	日野富子
	⑥貞常親王	①覚恵※一条兼良
	⑦増運（実相院）	⑳道永（仁和寺宮）
	⑧一条教房	④二条持通
	⑨三条実量	尊応（青蓮院）
	⑩烏丸資任	❷足利義尚
	⑪飛鳥井雅親	旧院上臈※三条冬子
	⑫日野勝光	教覚（妙法院）
	⑬正親町三条公綱	⑨禅空※三条実量
	⑭下冷泉政為	大炊御門信量
	⑮尭憲（常光院）	勾当内侍※四辻春子
	⑯上冷泉為富	⑪栄雅※飛鳥井雅親
	⑰飛鳥井雅康	⑦増運（実相院）
	⑱正親町三条公躬	⑯上冷泉為富
	⑲飛鳥井雅藤	勧修寺教秀
	⑳法深（仁和寺宮）	甘露寺親長
	㉑満意（聖護院）	⑱正親町三条公躬
	㉒常禧※正親町三条実雅	三条西実隆※1
		⑰飛鳥井雅康
		姉小路基綱
		⓰上冷泉為広
		⓬日野政資
		⓫飛鳥井雅俊

※1　父・公保が外様会人数。表２-B④参照。
＊Eの数字はDに対応。
＊白抜数字は丸数字の人物の後継を指す。
＊網掛けは新衆。

【資料１１】

十八日の御うたの事、柏木色々申候つれども勅題の御斟酌ばかりにても候はぬ、御製をはじめまいらせて、宮の御方（勝仁親王）などの御歌も見せられ候方も候はでは、聊爾におぼしめし候、又御詠草、国へ室町殿（足利義政）よりは御談合候げに候へども、左様にはせられ難く候ほどに、来月より停止せられ候べく候（以下略）

（飛鳥井雅親宛後土御門天皇女房奉書案）

十八日の月次歌会に関して、柏木（雅親、出家して栄雅）はあれこれ言うが、天皇は勅題を出すことを躊躇しているだけではない。御製をはじめ勝仁親王（後の後柏原天皇）の御詠を相談（添削）する者がいないのでは不都合である。室町殿は近江（栄雅の居所）へ詠を送って、添削してもらっているそうだが、こちらはそうもし難いので、来月より停止する、という内容である。

月次会を中止させたのは後土御門天皇であった。理由は勅題への躊躇、そして添削者の不在にあったことがわかる。歌会に際した出詠歌の添削は、当時普通に行われていたことである。中世以降主流となっていた題詠では、題ごとに定まった詠法があり、添削はそうした規定や表現を確認するための重要なプロセスであった。外様月次会は「公宴」の歌会であり、義政はじめ多くの貴顕の目に触れるものである。そうした場に、添削を経ていない詠を出すことが、天皇には体面上耐え難かったのであろう。そしてこれが示唆することは、それまで参仕していた添削者（および題者）が、突如不在となってしまったという経緯である。ここまで御製の添削を行っていたのは誰か。

それは飛鳥井雅康である。[46] 彼は栄雅の弟（養子）であり、当時、近江柏木に隠退した兄に代わって歌道師範を務めていた。外様月次歌会も短冊の管理や題の割り当て等は彼が行っており、[47] 実質的な進行役であった。

ところが文明十四年二月四日、雅康は俄に出奔・出家を遂げてしまう（長興宿禰記）。誰もその理由を知らず、歌壇は大いに混乱した。入道となっては、禁裏への出仕もこれまでのようには出来ない。【資料１１】の女房奉書は、この雅康出家によって不在となった月次会の題者及び添削者の対応につき、惣領の栄雅に迫ったものである。結局、栄雅も妙案が出ず、

外様月次歌会は文明十四年三月をもって途絶したのであった。

(3)公武月次歌会のその後

禁裏外様月次歌会の再興は、義政の意図としては、後花園天皇と自らの先蹤を辿らせるための、よく言えば親心に出たものであった。しかし、それに対する次代の天皇・将軍の反応は冷たかった。

後土御門天皇は、外様月次歌会を停止させた当人だが、翌文明十五年（一四八三）正月、あたかも十八日に歌会始を催行した（親長卿記）。表4にあげたように、参加者は乱前の内々月次会（F）の人員を多く参加させた近臣のみの会である（G）。この会は翌二月より二十四日に移動され、以後内々の月次歌会として続いていく（言国詠草）。次代後柏原天皇の月次歌会の基礎となった会である。[48] また、天皇は和歌よりも参会を原則とする連句文芸を重視した。その文壇経営は夙に著名である。

義尚も父の用意した形式的な作歌空間に思い入れはなかったらしい。文明十四年七月に義政の政務委譲を受けた義尚は、八月十一日に千首歌会を挙行し、自らの執政開始を象徴した。[49] そして直後の二十五日、今度は甘露寺親長等廷臣達に幕府月次歌会へ詠を進めるよう呼び掛けている（親長卿記）。義尚期の月次歌会の参仕者を知る資料は存在しないが、義政期を考えればおそらく武家中心の人員であったと思われる【資料9】。つまり、義尚は執政開始を期に自らの月次会の人員を拡

表4　内々月次会と文明15年正月御歌始

	F	G
年	寛正4年（1464）	文明15年（1483）
月日	1月25日	1月18日
区分	内々	言及ナシ
形式	50首短冊	1首懐紙
人数	20名	16名
出典	公宴続歌	親長卿記
人員	①後花園天皇	❶〔後土御門天皇〕
	②貞常親王	⑮庭田雅行
	③成仁親王	⑤甘露寺親長
	④正親町持季	⑲松木宗綱
	⑤甘露寺親長	中御門宣胤
	⑥万里小路冬房	三条西実隆
	⑦小倉実右	⑫滋野井教国
	⑧祐紹※庭田政賢	白川忠富
	⑨四辻季春	❾四辻季経
	⑩冷泉永親	山科言国※1
	⑪広橋綱光	綾小路俊量
	⑫滋野井教国	❺甘露寺元長
	⑬東坊城長清	⑳薄以量
	⑭高倉永熙	❻万里小路賢房
	⑮庭田雅行	⓯庭田重経
	⑯東坊城顕長	⓱五条富仲
	⑰五辻泰仲※政仲	
	⑱正親町公澄	
	⑲松木宗綱	
	⑳薄以量	

※1　養父・顕言が内々会人数。表2-C⑱参照。
＊Gの数字はFに対応。
＊白抜数字は丸数字の人物の後継を指す。

張したのである。翌十五年正月二十五日、幕府月次歌会始の披講と禁裏の月次連歌会が差し合わせる事態が起こっているが（親長卿記・実隆公記）、それはこの時の増員が原因である。そして翌二月、義尚は有名な和歌打聞の編纂を開始することになる。

後花園天皇によって構築され、義政に受け継がれた月次歌会の公武協調路線は、ここに瓦解を迎えている。後土御門天皇も義尚も形式的な公武協調歌壇への関心は薄く、より実質的な独自勢力の保持・拡充に注力する。連句文芸と和歌撰集、両者の見据えるものは異なるが、文壇経営の方向性は一致している。彼らの行動の淵源にあるものこそ、まさしく、応仁の乱があたえた社会環境だといえるだろう。

その後義尚の月次歌会は、長享元年（一四八七）の近江出征によって中断され、延徳元年（一四八九）、義尚の陣没によって断絶となった。義教以来の幕府月次歌会はかくして終焉を迎えた。

むすび

以上、室町期における公武の月次歌会を通覧した。

足利将軍家の月次歌会の実質的な創始は義教である。彼の後見によって後花園天皇が禁裏月次歌会を開始して以降、公武に月次歌会が並立する時代となる。

両者の歌壇勢力を、禁裏外様月次歌会を創設することで結びつけたのは後花園天皇であった。当時の政情不安に対する協調政策であったが、それは時の将軍義政にも受け入れられ、以降将軍家にとっても恒例行事のひとつとして機能するようになる。後花園天皇・義政期に構築された月次歌会体制は、向後の定式化を期していたといえよう。

その途上、勃発したのが応仁の乱であった。十年に及んだ戦乱は社会情勢を大きく変容させ、乱前に構築された月次会体制の社会的意義を低下させた。結局公武協調路線は瓦解し、次代の後土御門天皇・義尚はそれぞれ独自の文壇経営を行っていくことになる。

従来の体制を瓦解させ、歌壇に新たな展開をもたらした点で、応仁の乱は確かに歌壇史上における画期と評価できる。ただ月次歌会という主題に沿ってその変遷を眺めると、後土御門・義尚期の公武歌壇の個別経営は、後花園・義教期以前の在り方と変わらない。公武の月次歌会経営において画期と位置づけられるのは、むしろ後花園・義政期における協調的な体制再編である。応仁の乱はいわば、それを従来の在り方に戻したに過ぎないのである。

応仁の乱が日本の歴史上における重大な画期であることは言を俟たない。ただ、そうした重大な画期によらずとも、個々の文化事象は、絶えず変化を遂げる可能性を秘めている。そうした微細な画期を、資料をもとに丹念に捉えていくことが今後も重要であろう。

＊史料の引用は既刊の校訂テキストに拠り、未翻刻のものは各所蔵機関の写真複製資料に拠った。なお、（　）は私の注記、〈　〉は割り注を示す。歌集の引用・番号は『新編私家集大成』に拠る。

註

1　北山文化・東山文化という呼称は、室町幕府三代将軍足利義満と八代義政が造営した邸宅・山荘の名称からとられている。両時期を文化史上の高揚期と捉えて名付けられたものであるが、研究の進展により、あいだの四代義持・六代義教の時代、また義政期以後・十六世紀の文化史上における重要性が説かれるに至り、その評価の妥当性に対して批判がなされている。現在ではこれらの時代を総合して「室町文化」と称するのが一般的である。

2　末柄豊「室町文化とその担い手たち」榎原雅治編『一揆の時代』（日本の時代史11）吉川弘文館、二〇〇三。

3 浅田徹「月次歌会の始発と展開―中世和歌形成史のために―」国文128、二〇一七。

4 井上宗雄『中世歌壇史の研究　室町前期〔改訂新版〕』風間書房、一九八四〔初出：一九六一〕。

5 なお、同「書目稿」に掲載される歌書に関しては、近年武井和人氏を中心に翻刻作業が進んでいる（武井和人・酒井茂幸「未刊室町後期歌会資料―釈文と略解題―（一）（～（五））」（研究と資料68－72、二〇一二・一二－二〇一四・一二）。石澤一志・酒井茂幸・武井和人・日高愛子・山本啓介「室町期歌会資料集成稿―釈文と略解題―（一）」（研究と資料73、二〇一五・七）。以降、二〇一九年時点で（十）を数える）。

6 伊藤敬「『公宴続歌』―十五・六世紀宮廷和歌史稿―小番衆・三条家・月次御会のことども」『室町時代和歌史論』新典社、二〇〇五〔初出：二〇〇一〕。

7 請求記号：一五三・二〇八。二十九冊。公宴続歌研究会編『公宴続歌　―本文編・索引編』（和泉索引叢書46、二〇〇〇）として翻刻される。

8 小森崇弘「後土御門天皇の千句連句文芸御会―和歌との対比から―」芸能史研究181、二〇〇八。

9 三角範子「足利義教とその和歌会」日本歴史649、二〇〇二・六。

10 髙橋優美穂「足利義教の文学活動について―附・足利義教文学年譜稿―」（語文158、二〇一七）、綿抜豊昭「足利義尚文化活動事績年譜」（中央大学国文25、一九八二）。

11 三角前掲注9論文。

12 写本は複数残る。興福寺国宝館蔵習見聴諺集（実暁記）所収本が、前掲注（5）「室町期歌会資料集成稿―釈文と略解題―（四）」（研究と資料76、二〇一六・一二）にて翻刻。なお略解題中現所在不明とされる井上宗雄氏旧蔵本（残欠本）は、国文学研究資料館現蔵である（請求記号：ヨ6－38）。

13 ⑦上冷泉為之が、正長元年五月十五日の短冊始初参（満済准后日記）。また⑬赤松義雅の兄・満祐（性具）が、同六月二十五日の懐紙始初参。⑥畠山義忠（畠山大夫入道（満慶）嫡子）は、同会の段階では参仕を固辞している（建内記）。

14 三角前掲注9論文。

15 「（康暦二年四月）五日、将軍家月次御会始　更衣」（為重集・五六詞書）等。

16 小川剛生『足利義満―公武に君臨した室町将軍―』中公新書、二〇一二。第四章「室町殿の学識」。

17 伊勢貞親家訓（底本は尊経閣文庫蔵本）。

18 四月十日、十六日、二十八日。五月十日、十九日。晴御会と月次会はともに、宮内庁書陵部蔵禁裏御会和歌（請求記号：五〇一・二九〇）に所収。前掲注5「室町期歌会資料集成稿―釈文と略解題―（三）」（研究と資料75、二〇一六・七）に翻刻。

19 「今日内裏月次御歌也、（中略）、室町殿（足利義教）無参内云々」（看聞日記四月十六日条）、「源中納言（庭田重有）参、御会之式物語、（中略）、室町□［殿カ］御歌も無詠進云々」（同十七日条）。

20 看聞日記永享十年十月三日、四日条。

21 披講については、伊藤前掲注6論文にも言及があるが同様の結論である。なお少し時期は下るが、看聞日記嘉吉元年五月六日条に「内裏月次御歌詠進、去月之分也」とあり、貞成が詠進のみで済ませていることが確認される。

22 看聞日記永享十年四月十六日条。

23 前掲注5「室町期歌会資料集成稿―釈文と略解題―（六）」（研究と資料78、二〇一七・一二）に翻刻。

24 但し、続撰吟抄に七・八月分の抜書が所収。

25 四・五月に空白期間があるが、これは天皇生母庭田幸子薨去による休止とある（公宴続歌（第二冊））。

26 請求記号：四一－二四－三〇四九。『和歌Ⅰ』（大東急記念文庫善本叢刊中古中世編第四巻）（汲古書院、二〇〇三）に影印掲載。

27 平山敏治郎「内々と外様―堂上家の家格」『日本中世家族の研究』法政大学出版局、一九八〇。

28 引用は『日本随筆大成』（第一期・第二十一巻）吉川弘文館、一九九四。黒川道祐遠碧軒随筆の抜書。現存する遠碧軒記（『同大成』第一期・第八巻所収）には記載なし。

29 村田正志『證註椿葉記』（村田正志著作集　第四巻）思文閣出版、一九八四〔初出：一九五四〕。

30 建内記文安元年四月十日条、看聞日記嘉吉三年九月二十四日条。

31 「甘露寺目々丸（親長幼名）参、雖外様常御所ニ召」（看聞日記永享十年六月一日条）。

32 桜井英治氏はこの将軍幼少期の公武関係を「天皇による幕府支配」と呼ぶ（『室町人の精神』講談社、二〇〇一）。

33 森茂暁『闇の歴史、後南朝―後醍醐流の抵抗と終焉』（角川選書、一九九七）等参照。

34 寛正五年の譲位以降は仙洞御会として継続されたらしい（後大通院御集〔貞常親王Ⅱ〕）。

35 公宴月次では年次不詳であるが、後大通院御集〔貞常親王Ⅱ〕との照合で、当時のものであることが明らかにされている。井上前掲注4著書「書目稿」参照。

36 同年の月次会は正・二・五・十一月のものが写本として残る。国立公文書館内閣文庫蔵本（請求記号：二〇一－〇一三六）が、

37 前掲注5「室町期歌会資料集成稿―釈文と略解題―（九）」（研究と資料81、二〇一九・六）に翻刻。なお、尊経閣文庫蔵武家手鑑に伝大館尚氏の一葉が存する。

38 大乗院寺社雑事記長禄二年四月七日条。

39 注34参照。

40 親長卿記文明五年七月二十八日条。なお同月以降義政が参加したとある。乱前・後花園天皇の内々の区分とは若干異なるか。なお紅塵灰集（七三二／宮内庁書陵部蔵）には「文明元四廿九月次」との端書きがあるが、戦乱最盛期であり開催は難しいのではないか。或いは「元年」は「五年」の誤写ではないかと稿者は考えている。

41 群書類従所収。なお同記によれば、内々（非公式）には前年二月より開始していたようである。

42 拙稿「文明十四年将軍家千首について―足利義尚歌壇における意義と後世の影響―」和歌文学研究117、二〇一八・一二。

43 大乗院寺社雑事記文明十四年七月二十五日条。

44 実隆公記文明十三年正月七日条、親長卿記文明十三年正月十九日条。

45 小森前掲注8論文。

46 「あすか井（飛鳥井雅康）に御ゑいさうみせらるゝ」（お湯殿の上の日記文明十三年正月十七日条）。

47 東京大学教養学部蔵内裏月次題分配（請求記号：一〇－い－四（六八））。末柄豊「東京大学教養学部蔵『飛鳥井家和歌関係資料』」（東京大学史料編纂所研究紀要19、二〇〇九）に翻刻。

48 高柳祐子「和歌史の岐路に立つ天皇―後柏原天皇と御会の時代―」國語と國文学86－8、二〇〇九・八。

49 前掲注42拙稿。